

○国土交通省令第 号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十二条の五十（同法第三百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条の五十一第三項及び第三百三十二条の五十五の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(技能証明の申請) 第二百三十六条の三十八 (略) 25 (略) 6 技能証明申請者であつて、学科試験を受けようとするものは、前項の確認番号(以下この条において単に「確認番号」という。)を記載した学科試験申請書を国土交通大臣(指定試験機関の行う試験を申請する者にあつては、指定試験機関。次項から第九項までにおいて同じ。)に提出しなければならない。 7 技能証明申請者であつて、学科試験に合格したものは、実地試験を受けようとするときは、確認番号を記載した実地試験申請書に、第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書(第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては、法第百三十二条の四十一の技能証明書(同条に規定する無人航空機操縦者技能証明書をいう。以下この節において同じ。)の写し)を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。 8 (略) 9 技能証明申請者であつて、第二百三十六条の五十第一項の規定により試験合格証明書の交付を申請しようとするものは、試験合格証明書交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書の写し(法第百三十二条の五十の規定により学科試験の免除を受けようとする者
改正前	(技能証明の申請) 第二百三十六条の三十八 (略) 25 (略) 6 技能証明申請者(第二百三十六条の五十一の規定により学科試験の省略を受けようとする者を除く。)であつて、学科試験を受けようとするものは、前項の確認番号(以下この条において単に「確認番号」という。)を記載した学科試験申請書を国土交通大臣(指定試験機関の行う試験を申請する者にあつては、指定試験機関。次項から第九項までにおいて同じ。)に提出しなければならない。 7 技能証明申請者(法第百三十二条の五十の規定により実地試験の免除又は第二百三十六条の五十二の規定により全部の科目に係る実地試験の省略を受けようとする者を除く。)であつて、学科試験に合格したものは、実地試験を受けようとするときは、確認番号を記載した実地試験申請書に、第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書(第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては、法第百三十二条の四十一の技能証明書(同条に規定する無人航空機操縦者技能証明書をいう。以下この節において同じ。)の写し)を添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。 8 (略) 9 技能証明申請者であつて、第二百三十六条の五十第一項の規定により試験合格証明書の交付を申請しようとするものは、試験合格証明書交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 第二百三十六条の五十第三項の学科試験合格証明書の写し(第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けよう

にあつては登録講習機関の発行した修了証明書の写し及び第二百三十六条の六十八第四項の技能証明書返納証明書、第二百三十六条の五十一第二項の規定により学科試験の省略を受けようとする者にあつては技能証明書の写し)

三 第二百三十六条の五十第四項の実地試験合格証明書の写し(法第百三十二条の五十の規定により実地試験の免除を受けようとする者にあつては登録講習機関の発行した修了証明書の写し、第二百三十六条の五十二の規定により全部の科目に係る実地試験の省略を受けようとする者にあつては技能証明書の写し)

10
(略)

(技能証明の条件の変更)

第二百三十六条の四十の二 国土交通大臣は、法第百三十二条の四十四第一項の規定により技能証明に付した条件については、当該技能証明に係る無人航空機を飛行させる者の申請により、当該条件を変更することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、技能証明条件変更申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、条件の変更に係る事項を記載した次に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

一 第二百三十六条の三十八第八項第一号に規定する無人航空機操縦者身体検査証明書

二 第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書(申請前一年以内に第二百三十六条の四十七の規定による身体検査を受け、交付されたものに限る。第二百三十六条の五十七第一項第一号口において同じ。)

三 航空身体検査証明書

四 国土交通大臣が前三号に掲げる書類と同等以上と認めるもの

4 国土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、その者が別表第六の身体検査基準(条件の変更に係る部分に限る。)を満たすと認める

とする者にあつては、技能証明書の写し)

三 第二百三十六条の五十第四項の実地試験合格証明書の写し(法第百三十二条の五十の規定により実地試験の免除を受けようとする者にあつては、登録講習機関の発行した修了証明書の写し、第二百三十六条の五十二の規定により全部の科目に係る実地試験の省略を受けようとする者にあつては、技能証明書の写し)

10
(略)

(新設)

ときでなければ、当該条件の変更をしてはならない。

(登録講習機関の講習を修了した者に対する試験の免除)

第二百三十六条の五十四 第二百三十六条の六十八第四項の規定による技能証明書返納証明書の交付を受けた者であつて、法第百三十二条の五十に規定する無人航空機講習(同条に規定する登録講習機関が行うものに限る。次項において同じ。)を修了したもの(直近において受けていた技能証明の有効期間が満了する日から起算して三年を経過しない者に限る。)が、第二百三十六条の三十八第九項の規定により試験合格証明書の交付を申請したときは、次の表の上欄に掲げる登録講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める試験の学科試験を免除する。ただし、当該試験の開始期日前に当該無人航空機講習を修了した日から起算して三月を経過する場合は、この限りでない。

一等無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関	一等無人航空機操縦士試験又は二等無人航空機操縦士試験
二等無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関	二等無人航空機操縦士試験

2 無人航空機講習を修了した者が第二百三十六条の三十八第九項の規定により試験合格証明書の交付を申請したときは、前項の表の上欄に掲げる登録講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める試験の実地試験を免除する。ただし、当該試験の開始期日前に当該無人航空機講習を修了した日から起算して一年を経過する場合は、この限りでない。

(技能証明の有効期間の更新のための身体適性基準)
第二百三十六条の五十五 (略)

(登録講習機関の講習を修了した者に対する実地試験の免除)

第二百三十六条の五十四 法第百三十二条の五十に規定する無人航空機講習(同条に規定する登録講習機関が行うものに限る。)を修了した者が当該登録講習機関の発行する修了証明書を添えて第二百三十六条の三十八第九項の規定により試験合格証明書の交付を申請したときは、次の表の上欄に掲げる登録講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める試験の実地試験を免除する。ただし、当該試験の開始期日前に当該無人航空機講習を修了した日から起算して一年を経過する場合は、この限りではない。

一等無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関	一等無人航空機操縦士試験又は二等無人航空機操縦士試験
二等無人航空機操縦士の講習を行う登録講習機関	二等無人航空機操縦士試験

(技能証明書の有効期間の更新のための身体適性基準)
第二百三十六条の五十五 (略)

(技能証明の有効期間の更新) 第二百三十六条の五十七 法第百三十二条の五十一第三項の規定により技能証明の有効期間の更新を申請する者は、当該技能証明の有効期間が満了する日の六月前から一月前までの間に技能証明更新申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 一 次に掲げる書類のいずれか イ 医師により申請前三月以内に受けた検査の結果を記載した第二十九号の十二様式による無人航空機操縦者身体適正検査証明書 ロ 第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書 ハ 航空身体検査証明書 ニ 国土交通大臣がイからハまでに掲げる書類と同等以上と認めるもの 二 (略) (削る)	(技能証明の有効期間の更新) 第二百三十六条の五十七 法第百三十二条の五十一第三項の規定により技能証明の有効期間の更新を申請する者は、当該技能証明の有効期間が満了する日の六月以内に技能証明更新申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 一 第二十九号の十二様式による無人航空機操縦者身体適正検査証明書(申請日以前三月以内に医師又は登録更新講習機関により受けた検査の結果を記載したものをいう。第二百三十六条の六十六第一項第一号において同じ。)、第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書(申請日以前一年以内に第二百三十六条の四十七の規定による身体検査を受け、交付されたものに限る。第二百三十六条の六十六第一項第一号において同じ。)、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの 二 (略) 2 登録更新講習機関は、前項第一号に規定する検査を行う場合においては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当させなければならず、かつ、必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めなければならない。
(技能証明の有効期間の起算日の変更) 第二百三十六条の五十八 (略) 2 国土交通大臣は、前項の規定による有効期間の起算日の変更に係る技能証明の有効期間の更新をしたときは、技能証明書を書き換えて交付する。	(技能証明の有効期間の起算日の変更) 第二百三十六条の五十八 (略) 2 国土交通大臣は、前項の規定による有効期間の起算日の変更に係る技能証明書の有効期間の更新をしたときは、技能証明書を書き換えて交付する。
第二百三十六条の六十四から第二百三十六条の六十六まで 削除	(技能証明書失効再交付のための身体適性基準) 第二百三十六条の六十四 技能証明書が効力を失った場合における技能証明書の再交付を申請する者(以下「技能証明書失効再交付申請者」という。)は、第二百三十六条の五十五に規定する身体適性に関する基準を満たしていなければならない。

	(技能証明書失効再交付講習) 第二百三十六条の六十五 技能証明書失効再交付申請者は、技能証明書の効力が失われた場合の知識及び経験の不足を補うための講習（以下「技能証明書失効再交付講習」という。）であつて国土交通大臣が定める基準に従つて登録更新講習機関が行うものの課程を、次条の規定により技能証明書の再交付の申請をする日以前三月以内に修了していなければならない。 (技能証明書の失効再交付) 第二百三十六条の六十六 技能証明書失効再交付申請者は、技能証明再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 一 第二十九号の十二様式による無人航空機操縦者身体適正検査証明書、第二百三十六条の五十第二項の身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの 二 技能証明失効再交付講習の課程を修了したことを証明する書類 2 登録更新講習機関は、前項第一号に規定する検査を行う場合においては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当させなければならない、かつ、必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めなければならない。
(技能証明書の返納) 第二百三十六条の六十八 (略) 2 無人航空機操縦者は、次に掲げる場合には、交付を受ける技能証明書と引換えに、その有する技能証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。 一 (略) 二 第二百三十六条の五十七第一項の規定により技能証明の有効期間の更新を行うとき。	(技能証明書の返納) 第二百三十六条の六十八 (略) 2 無人航空機操縦者は、次に掲げる場合には、交付を受ける技能証明書と引換えに、その有する技能証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。 一 (略) 二 第二百三十六条の五十七第一項の規定により技能証明書の有効期間の更新を行うとき。

三 (略)	三 (略)
3 (略) 4 国土交通大臣は、第一項第一号に掲げる場合において、同項の規定により技能証明書の返納があつたときは、当該技能証明書を返納した者に対し、技能証明書返納証明書を交付するものとする。	3 (新設)
別表第六(第二百三十六条の四十の二、第二百三十六条の四十七、第二百三十六条の五十五関係) (略)	別表第六(第二百三十六条の四十七、第二百三十六条の五十五関係) (略)
第29号の10様式 (第236条の38、第236条の40の2 関係) (日本産業規格A4) (略)	第29号の10様式 (第236条の38関係) (日本産業規格A4) (略)
第29号の12様式 (第236条の57関係) (日本産業規格A4) (略)	第29号の12様式 (第236条の57、第236条の66関係) (日本産業規格A4) (略)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に航空法第百三十二条の四十の技能証明を受けている者であつて、本邦以外の地に滞在するものうち、当該技能証明の有効期間が満了する日の一月前まで引き続き本邦以外の地に滞在するものについては、その事実を証明する書類を添えて当該技能証明の有効期間の更新を申請する場合に限り、この省令による改正後の航空法施行規則第二百三十六条の五十七第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 前項の申請については、有効期間が満了する日までにその申請について処分がされないときは、従前の技能証明は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

3 前項の場合において、技能証明の有効期間の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間が満了する日の翌日から起算するものとする。